

今後の大阪府の屋外広告物規制の基本方針

大阪府

平成21年9月

目 次

第1 大阪府屋外広告物条例の規制の概要

1	掲出区域に係る規制	1
	(1) 許可区域	
	(2) 表示制限区域	
	(3) 禁止区域	
2	掲出物件に係る規制	3
	(1) 禁止物件	
	(2) 表示制限物件	
3	適用除外規定	4
4	その他	4

第2 屋外広告物行政を取り囲む状況の変化と課題

1	新たな景観施策の構築	5
	(1) 景観行政と屋外広告物行政との連携	
	(2) 大阪府の役割及び市町村との連携	
	① 新たな景観施策の制度の構築	
	② 大阪府景観形成基本方針の考え方	
	③ 大阪府屋外広告物条例と景観行政団体（市町村）との関係における課題	
2	公共施設等への屋外広告物掲出に係る社会認識の変化	7
	(1) ネーミングライツ事業	
	(2) 公共施設を対象とした広告事業	
	(3) アドプト制度	
	(4) 道路占用許可の弾力化	
	(5) その他の動き	

第3 大阪府における屋外広告物規制の基本的な考え方と具体的な対応

1	大阪府の景観施策との連携について	9
	(1) 景観行政における屋外広告物規制の位置付け	
	(2) 大阪府の役割	
	(3) 景観施策と連携した表示制限区域の検証と今後の取扱方針	
	① 現行の表示制限（路線型）の検証	
	② 大阪府景観計画区域の表示制限区域への指定について	
2	今後の公共施設等に係る屋外広告物規制のあり方等について	13
	(1) 公共施設等に係る屋外広告物規制の緩和	
	(2) その他	

第1 大阪府屋外広告物条例の規制の概要

大阪府の屋外広告物規制は、屋外広告物法・大阪府屋外広告物条例（共に昭和24年制定）に基づき、政令指定都市・中核市を除く市町村の区域を対象に行われている。

規制の枠組みとしては、屋外広告物法や屋外広告物条例ガイドライン案（昭和39年3月～）等を参考にしつつ、表示制限区域の指定など府独自の規制を盛り込み、大きくは、掲出区域に係る規制（許可、表示制限、禁止）及び掲出物件に係る規制（禁止、表示制限）により、掲出の禁止若しくは掲出する場合の大きさ等の制限を定めている。また、一部の掲出行為については、適用除外規定を設け、禁止若しくは一部規定の緩和を行っている。

□屋外広告物規制の枠組み

		◎：掲出可（許可不要で、大きさ等の制限なし）			
		○：掲出可（許可要で、大きさ等の許可基準あり）			
		△：掲出可（許可要で、大きさ等の表示制限基準あり）			
		×：掲出不可			
		府条例の適用区域			
■区域の区分	許可区域	表示制限区域	禁止区域	その他の区域	
■物件の区分	・禁止物件	×	×	×	×
	・表示制限物件	△	△	×	△
	・その他の物件	○	△	×	◎
↓					
■適用除外規定：一部掲出行為について、掲出の目的等に応じて、禁止解除や一部規定の適用除外を行う。					

1 掲出区域に係る規制

(1) 許可区域（条例第3条）

広告物の表示又は掲出物件の設置は可能であるが、その際に、知事の許可が必要な区域であり、掲出する建物の大きさを基本とした広告物の大きさ規制を設けている。

□許可基準（自家用・非自家用で同一）

屋上広告物	壁面広告物	その他広告物
縦：建物の高さの2/3以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの範囲内 横：建物の幅の範囲内	制限なし

備考 「自家用」：自己の事業または営業を表示し、自己の事業所、営業所等に掲出されるもの。
「非自家用」：自家用広告物以外のもの。
「その他広告物」：野立看板や広告塔などの屋上・壁面以外の広告物。

(2) 表示制限区域（条例第5条第1項第3号、第4号）

許可区域の内、禁止若しくは大きさ等の制限強化を行う区域で、現在では、府内における広域幹線等、交通量や乗客が多く、特に景観上の配慮が必要な路線及びその沿線区域が指定されている。

昭和36年10月に、国道1号等7路線の指定以降、順次、追加・変更を行い、平成6年4月の高速自動車国道関西空港線の指定まで、一般路線で21、重要路線で2の道路・鉄道及びその沿線区域が、表示制限区域に指定されている。

制限内容は、路線区分や用途地域、自家用非自家用の別、掲出形態別に、路線から離すべき距離や路線からの距離に応じた大きさ等の制限がきめ細かく定められている。

なお、上記以外の区域であっても知事の指定により表示制限区域とすることができる。

□表示制限路線の区分と規制概要

区分	区域区分 路線区分		規制概要（許可基準からの強化）	
			自家用広告物	非自家用広告物
□一般 路線 (21路線)	制限緩和区域 ・商業、近商		許可条件に同じ	・「他」の面積等制限が強化 (50㎡又は100㎡ 等)
	一般 制限 区域 ※	□住宅密集地等 通過路線 (1路線)		・道路から50m以内は禁止 ・50m超は、「他」の面積等 制限が強化 (30㎡又は40㎡ 等)
		□一般の 表示制限路線 (12路線)		・100m以内は禁止 ・100m超は、「他」の面積 等制限が強化 (30㎡又は40㎡ 等)
	□府県間高速道 路等重要路線 (8路線)	・禁止		
	重点制限区域 ・1・2中高住専 ・2低住専		・「屋」「壁」の縦の大き さが許可基準の1/2に制限 強化	・禁止
□重要 路線 (2路線)	工業系地域 ・無指定（調区） ・工専、工業		・200m超は、面積制限等が 強化（30㎡以内 等）	・200m以内は禁止 ・200m超は、面積等制限が 強化（40㎡以内 等）
	商業系地域 ・準工 ・商業、近商			
	住居系地域 ・1・2住専用、準住 ・2低住専		・200m以内は禁止 ・200m超は、面積等制限が強化（40㎡以内 等）	

備考 「屋」：屋上広告物

「壁」：壁面広告物

「他」：その他広告物

※：制限緩和区域、重点制限区域以外の用途地域

(3) 禁止区域（条例第4条第1項）

良好な景観又は風致を維持するため、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する区域で、住環境や重要文化財・史跡・名勝・古墳・墓地等の自然的景観（風致）を守る必要のある地域のほか、公物管理若しくは教育・文化的視点から、官公署や学校、研究所、図書館、体育館などの敷地が禁止区域に位置付けられている。

また、第2種低層住居専用地域や風致地区などで、知事が指定するものについても禁止区域とすることができる。

□禁止区域

禁止区域の対象区域		禁止理由
知事の指定により禁止区域とすることができる区域		
第1種低層住居専用地域		住環境の維持
<ul style="list-style-type: none"> ・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域 		
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物の周囲の地域 ・大阪府文化財保護条例に基づく史跡・名勝・天然記念物の敷地 ・金剛生駒紀泉国定公園内の府道大阪生駒線及び沿道区域（500m） ・古墳・墓地 		自然的景観の維持
<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区、景観地区 ・特別緑地保全地区（都市緑地法） ・伝統的建造物保全群・重要建造物の敷地等（文化財保護法） ・指定有形文化財（大阪府文化財保護条例） ・保安林（森林法） 		
<ul style="list-style-type: none"> ・官公署の敷地 ・学校、研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台・記念塔の敷地 		公物管理若しくは教育・文化的視点

2 掲出物件に係る規制

特定の掲出物件について、掲出する区域に関わらず、屋外広告物の禁止若しくは表示制限を行っている。

(1) 禁止物件（条例第4条第2項）

禁止区域と同様に、良好な景観又は風致を維持するため、広告物の表示等を禁止する物件で、景観面での影響の大きい道路空間内に設置される物件を中心に位置づけられている。これら物件の内、行政が設置・管理する物件については、公物管理上の観点も禁止物件とする理由のひとつとなっている。

また、道路空間外の物件についても、安全性の観点から送電塔や送受信塔、景観保全の観点から景観重要建造物や樹木が位置づけられている。

□禁止物件

物件の位置	対象物件	禁止理由 (景観以外)
道路空間	①街路樹、路傍樹 ②橋梁、地下道の上屋 ③トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路又は 鉄道の擁壁 ④街灯(道路管理者が設置するものに限る)、信号機、 道路標識 ⑤道路上の柵、こま止め	・安全性確保 ・公物管理
	⑥消火栓、火災報知器	・機能確保 ・公物管理
	⑦郵便ポスト、電話ボックス	・公物管理
道路空間以外	⑧送電塔、送受信塔	・安全性確保
	⑨形像、記念碑	
	⑩景観重要建造物、景観重要樹木	

(2) 表示制限物件(条例第5条第1項第1号、第2号)

すべての区域において掲出可能であるが、大きさや設置位置等について、表示制限が付加されている物件で、現在、電柱と停留所標識の2物件が位置付けられている。

3 適用除外規定(条例第8条)

屋外広告物の全ての掲出行為を、一律に規制対象とすることは、市民生活や行政効率の観点から適当でないため、他の法令による掲出行為や公共上やむを得ないものなど、一部の掲出行為については、その掲出目的等に着眼して、必要な制限を付加した上で、適用除外規定を設け、禁止の解除や一部制限の適用除外(緩和)が行われている。

適用除外とする規定の範囲は、掲出行為ごとに定められており、許可区域・表示制限区域・禁止区域・禁止物件・表示制限物件に関する全ての規定に及ぶものから、許可区域に関する規定に限定されるものまで、きめ細かく定められている。

4 その他

現在、屋外広告物の許可、是正指導は各土木事務所(出先)で、違法屋外広告物の簡易除却は市町村で行っているが、地域特性を踏まえた屋外広告物規制の実効性を図るため、市町村への権限委譲に取り組んでいる。

第2 屋外広告物行政を取り囲む状況の変化と課題

1 新たな景観施策の構築

大阪府では、平成16年に「景観法」が制定されたことを受け、「景観法」の積極的な活用を図るため、昨年（平成20年）3月、大阪府景観条例を改正するとともに、良好な広域景観形成を進めるため、大阪府景観形成基本方針の見直しを行った。

また、これまで独自に景観形成地域を指定し、建築等の行為に際して行ってきた規制・誘導を、景観法に基づく大阪府景観計画に移行した。

さらに、昨年11月には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴まち法」という。）が施行されるなど、新たな景観施策の仕組みが構築されている。

これらを受けて、景観行政と屋外広告物行政との連携、景観施策の主体としての市町村の役割の明確化を含め、景観法に基づく景観計画の区域等における屋外広告物規制のあり方について検討する必要がある。

（1）景観行政と屋外広告物行政との連携

大阪府では、これまで広域的観点から特に景観形成を図る必要がある地域の景観誘導を行うため、

- ① 屋外広告物条例に基づく表示制限路線の指定、
- ② 建築物や工作物については、大阪府景観条例に基づく、景観形成地域の指定による建築物・工作物の届出制度

により、連携して規制・誘導を行ってきた。

景観法の制定や大阪府景観形成基本方針の見直しを踏まえて、景観行政と屋外広告物行政の連携強化を図る必要がある。

（2）大阪府の役割及び市町村との連携

① 新たな景観施策の制度の構築

「景観法」では、法に基づく景観行政を担う主体を景観行政団体と規定し、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うべきとしており、景観行政団体となった市町村には、屋外広告物条例の制定権（権限移譲）が与えられている。

また、歴まち法に基づき計画認定を受けた市町村についても、同様に条例制定権が与えられるなど、市町村としての方針や区域の実情に応じたきめ細かい屋外広告物の規制が可能な景観施策の制度が構築されている。

□景観行政団体の状況等（H21.4時点）

○景観行政団体	: 政令指定都市2（大阪、堺）、中核市2（高槻、東大阪）、 知事同意市町5（箕面、吹田、豊中、太子、岸和田）の計9市町
・景観計画策定	: 大阪（H18.10施行）、高槻（H21.10施行予定）、箕面（H20.4施行）、 豊中（H21.4施行）、太子（未施行）、吹田（H21.4施行）の6市町
・屋広条例制定	: 府内での知事同意の景観行政団体ではなし （全国では260団体中20団体。関西圏ではなし）
○景観条例制定市	: 池田市、泉佐野市、交野市

- | |
|--|
| ○景観要綱制定市：富田林市、茨木市、八尾市、寝屋川市、枚方市、摂津市
○歴まち法計画認定：現時点で、府内での策定予定はなし |
|--|

② 大阪府景観形成基本方針の考え方

昨年改正した「大阪府景観形成基本方針」では、大阪府の基本的な考え方を次のとおりとしている。

- 1) 大阪府は広域景観形成を行い、市町村は各地域の特性を踏まえたきめ細かい景観施策の推進を行う。
- 2) 大阪府は、これまでの自主条例に基づく景観形成地域指定から景観法に基づく景観計画に移行し、建築物等の規制・誘導を行う。
- 3) 大阪府の景観計画は、大阪を代表するような景観で広域的な景観を持つ地域を中心に選定することとする。
地域の特性に応じた取り組みについては、市町村の役割とする。
- 4) 大阪府は、市町村の景観行政団体へ移行を促進し、移行後は市町村における景観計画の策定を促す。

③ 大阪府屋外広告物条例と景観行政団体（市町村）との関係における課題

- 1) 屋外広告物法第6条において、「景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の前三条の規定（表示等の禁止・制限・表示方法等の基準）に基づく条例は、当該景観計画に即して定める」とあり、景観計画の策定主体が、屋外広告物条例を定めるものとされている。
- 2) 現時点で、政令指定市・中核市を除く景観行政団体の市町村は、屋外広告物条例の制定を行っていないため、これら市町村の区域は、大阪府屋外広告物条例が適用されている。
- 3) また、市町村が独自に、地域特性等を踏まえた屋外広告物に関する対応方針・規制を行えることから、これら規定を府条例に盛り込むことは、許可や違反指導の運用面においても課題が多く、広域的な規制である府条例には馴染まない。
- 4) 大阪府の景観計画の区域は、今後、順次追加する予定であるが、その一方で、市町村の景観行政団体への移行により、大阪府が景観計画を策定できる市町村の区域は、狭まることになるが、この場合でも、大阪府が広域的な観点から規制を行ってきた内容については、承継されるような働きかけが求められる。

(参考)

- | |
|--|
| ○屋外広告物条例を、景観法の施行を受けて下記について改正（平成17年度） <ul style="list-style-type: none">・景観地区を許可区域に追加（市町村の都市計画で定めるもので、景観行政団体でない市町村が策定することを想定している）。・市町村の定めた景観計画を含めて、「景観重要建造物・樹木」を、文化財等と同様に、「禁止物件」に追加。 |
|--|

2 公共施設等への広告物掲出に係る社会的認識の変化

公共施設を対象としたネーミングライツ事業や民間広告の掲出などが全国的に見受けられ、公共施設の管理・活用に関する社会的認識が大きく変化してきている。

一部の地方公共団体において、公共施設の敷地を活用した民間事業者向けの屋外広告物事業の実例も見られる。

こうした中、国道管理者等においては、昨年3月から、地域における公共的取組みに要する費用への充当を目的とした広告物に対する弾力的な占用許可の取扱いを可能としており、屋外広告物担当部署においても、これにどう対応するか具体的な検討が必要となっている。

大阪府においても、道路、公園、河川、街灯などの公共空間や公共施設・物件の維持管理や整備等に協力する民間企業等に対し、公益に資することを理由として、企業名等を表示する広告に対する規制緩和の要請がある。

このような社会情勢の変化を踏まえ、官公署、体育館等公共施設の敷地や街灯などの道路空間に設置される道路施設等、禁止区域や禁止物件に位置づけられている公共施設等への屋外広告物規制のあり方を検討する必要がある。

(1) ネーミングライツ事業

民間企業の名称を冠した施設名を屋外広告物として表示する、いわゆるネーミングライツ事業は、全国的にも広く取組が進められている。

その場合の施設名の表示の取扱いは、大阪府では、商業性のない施設固有の名称として扱っており、例えば、体育館や公会堂の敷地は禁止区域に指定されているが、自家用広告物（ただし、表示面積が7㎡以内）として掲出が可能となっている。

(2) 公共施設を対象とした広告事業

公共施設の室内を利用する事例は、ネーミングライツ事業と同様、全国的にも広く取組が進められている。

しかし、屋外広告物として掲出する事例が極めて少ないのは、国から示されている公共施設が屋外広告物条例ガイドライン（案）において禁止区域に位置づけられていることを受け、大阪府同様に、多くの自治体の屋外広告物条例において、禁止区域とされていることに起因していると考えられる。

(3) アドプト制度

地域住民による道路や川、森林、公園などを対象とした美化活動等を行うアドプト制度があるが、大阪府でも平成12年頃より、地域に愛されるきれいな公共空間づくりや地域の環境美化の取組みや検討が進められている。

この場合、現地には取組みの趣旨等を紹介したサインボード（看板）が設置されている。

(4) 道路占用許可の弾力化

平成20年3月、「公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的要請が高まっている」との認識のもとに、国土交通省より、国道管理者等に、これら広告物の占用許可の弾力化について、通知されたが、実効性のあるものとするためには、屋外広告物規制の緩和が必要となり、景観形成・まちづくり等の観点を踏まえた検討が必要である。

□道路占用許可の弾力化について

弾力化の対象	○「地域における公共的な取組み」として、地域の活動主体等（地方公共団体、公共交通事業者、NPO、商店街組織、自治会その他）が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業 ・道路環境向上のための自主的な地域活動（例：道路の清掃・美化活動）や施設整備・維持管理（例：街灯、ベンチ、上屋等） ・道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組み
弾力化の理由	・道路利用者の利便性の向上に寄与（利便施設の整備・管理） ・地域の活性化や賑わいの創出に寄与（イベント等の取組み） ・これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的要請の高まり

(5) その他の動き

大阪府や府内の一部の市町村において、道路空間等を活用した屋外広告物の掲出についての検討が進められている。

また、電柱にかかる広告物については、電柱管理者（関西電力）の設置基準と同一の基準としていたが、昨年3月に電柱管理者の設置基準の見直しが行われ、屋外広告規制上の対応が必要である。

なお、屋外広告物は景観上の重要な要素であり、特に公共施設等や電柱に掲出するものについては、景観への影響が大きいため、統一性やデザイン性への配慮が求められている。

(参考)

- 1) 現行規制内容は、当時の道路占用許可基準を基に昭和36年に設定。
また、当時の電柱管理者（関西電力）の設置基準とも整合。
- 2) 関西電力の許可基準が、昨年3月（最下部と路面との距離：2.3m以上→1.9m以上）及び6月（縦方向の大きさ：1.2m以下→1.5m以下）に改正（緩和）済。
- 3) 大阪府の現行規制内容は、全国的に見て厳しい。

第3 大阪府における屋外広告物規制の基本的な考え方と具体的な対応

1 大阪府の景観施策との連携について

(1) 景観行政における屋外広告物規制の位置付け

- ① 屋外広告物は、景観に与える影響が大きく、屋外広告物規制を景観形成上の重要な施策として位置付ける。
- ② 許可区域・禁止区域・適用除外等、これまでの大阪府屋外広告物条例に基づいた屋外広告物規制の一般的な考え方については踏襲しつつ、景観上重要な区域として大阪府屋外広告物条例で規制してきた「表示制限区域」における制限内容について検証を行う。
- ③ 景観計画区域内における屋外広告物については、屋外広告物条例の表示制限区域の指定により規制する。

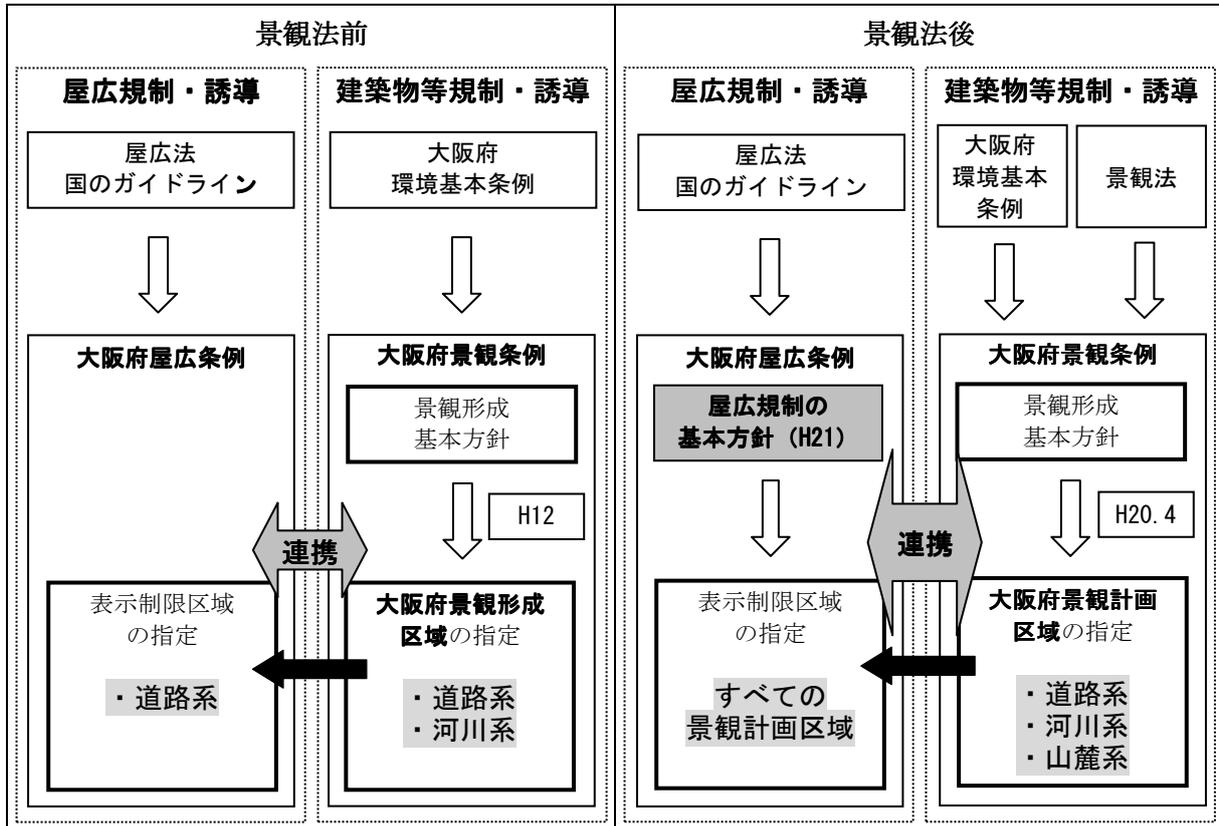
(参考)

大阪府景観計画－抜粋－

屋外広告物の表示等に関する事項（景観法第8条第2項第5号イ関係）

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠である。大阪府では屋外広告物条例に基づき規制誘導を実施してきたことから、景観計画の区域においても具体的な基準については屋外広告物条例に委ねることとする。

【屋外広告物規制と景観施策との関係】



(2) 大阪府の役割

- ① 府は広域的な視点で規制を行い、地域に密着した景観施策や屋外広告物規制は市町村に委ねることとし、市町村が定める景観計画、歴史的風致維持向上計画に関する事項は、大阪府屋外広告物条例では規定しない。
- ② 府では、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定することを促進すると共に、その景観計画に即した屋外広告物条例の制定など、地域性豊かな屋外広告物規制への取り組みを働きかけていく。
- ③ 広域的な観点から府が取り組んできた規制については、市町村との協議の中で、承継を求めるなど、広域的な連携を図る。
- ④ 良好な屋外広告物への誘導について、事業者や団体等への働きかけなど、よりきめ細かな誘導方策のあり方についての検討に取り組む。

(3) 景観施策と連携した表示制限区域の検証と今後の取扱方針

広域的な景観上重要な区域の屋外広告物について、現行表示制限について効果や必要性を検証し、以下のとおり、一部の見直しを行うとともに、表示制限区域の新たな指定を行う。

① 現行の表示制限区域（路線型）の検証

- 1) 現行の表示制限路線を検証した結果、良好な景観の維持を図る必要があることから、これまでの表示制限を継続することとした。
ただし、1つの市で完結している路線等については、今後地元市と協議を進め、地域特性に応じた市による規制を進める。
- 2) 「規制の内容」については、非自家用広告物を中心に、「用途地域」、「路線区分」に応じて、掲出できる道路からの距離や大きさなどを規制する現行の考え方を踏襲する。
ただし、非自家用広告物について、規制効果等を踏まえ、規制内容の一部見直しを行う。

■ 「道路から100m以上離れた小規模な広告物」の設置を認める

対象区域・広告物	現行	見直し案	見直し理由
○一般路線の 「重点制限区域」 「一般制限区域の府県間高速道路等重要路線沿道」 にある非自家用の その他広告物	路線から500m 以内は全て不可	指定路線から 100m以上の距離 にあるものは 7㎡以下※ まで可	指定路線から視認 が低い広告物につ いて、規制の意義・ 実効性が認められ ない。

※現行規定において、小規模なものとしての位置付けられており、シミュレーションにより視認性の低いことを確認

■ 「広告物の相互間距離」の廃止

対象路線・広告物	現行	見直し案	見直し理由
○一般路線及び重要路線の非自家用のその他広告物	100m以上の相互間距離が必要	廃止	市街化及び屋外広告物の設置が進行した現時点では、規制の意義・実効性が認められない

② 大阪府景観計画区域の表示制限区域への指定について

1) 道路系の景観計画区域の道路軸となっている道路について、現行の表示制限路線に位置づけ、その沿道を路線型表示制限区域として規制する。

今回、景観計画区域となった第二京阪道路、大阪外環状線（国道170号）を、表示制限路線に追加する。

（参考）

- ・ 景観計画区域：道路の両側50mの幅が基本
- ・ 路線型表示制限区域：路線及び道路の両側500mの範囲

□ 道路系の景観計画区域の表示制限区域への指定方針

区域	指定方針
○大阪中央環状線等沿道区域 ○国道26号（第二阪和国道）沿道区域 ○国道171号沿道区域	○現行承継
○大阪外環状線（国道170号）沿道区域	○大阪外環状線を「一般の表示制限路線」に追加
○第二京阪道路沿道区域	○第二京阪道路を「府県間高速道路等の重要路線」に追加 ○道路の供用開始（H22.3末予定）前の規制を行う

2) 道路系以外の景観計画区域は、新たに面型の表示制限区域に位置づける。

面型の表示制限の「規制内容」については、自家用を含め、景観上の影響が大きい屋上広告物の規制強化を基本とし、それぞれの景観計画区域における景観特性等を踏まえ、必要な規制を付加する。

なお、道路系以外の景観計画区域内に存する路線型表示制限区域については、当該路線を中心に沿道景観を形成しているため、路線型の表示制限を行い、原則、面型の表示制限区域に含めない。

□道路系以外（面型）の景観計画区域の表示制限区域への指定方針

区域	指定方針
○淀川沿岸区域	○全域を許可区域に追加 ○路線型表示制限区域を除く区域を面型の表示制限区域に指定
○生駒山系区域	○全域及び一体性を有する交野市の区域を含め許可区域に追加 ○第二京阪道路及び大阪外環状線（国道170号）の路線型表示制限区域を除く区域を面型の表示制限区域に指定 ※府道大阪生駒線（阪奈道路）は、生駒山系区域を横断することから、その沿道区域は路線型表示制限と併せて山すそからの眺望景観を守るため面型の表示制限を区域に含み、面型及び路線型のそれぞれの規制を行う。

□面型の表示制限区域の規制内容（大きさ規制）

用途区分	掲出形態	規制内容 (許可基準からの付加)	理由等
一般制限区域	屋上広告物	自家用・非自家用とも、建物の高さの1/3	景観上の影響が大きく、最重点で制限すべきもので、許可・表示制限の現行規制内容を勘案して、許可基準の1/2の大きさに制限
	その他広告物	生駒山系区域の調整区域の部分に限り、非自家用について、7㎡以内※	山すそから視認できる山腹の野立て看板等は、生駒山系を背景とする眺望景観への影響が大きく、規制を行うことが重要であり、市街化調整区域の非自家用について、視認性が低く景観上の影響が少ない小規模なもの（7㎡以内）に制限 なお、調整区域では、原則、開発行為が抑制され、一定規模以下の農林漁業施設や公的な施設等へ開発が限られ、商業性の高い自家用広告物の掲出の可能性が低いことから、非自家用広告物を対象に制限
重点制限区域	屋上広告物	自家用・非自家用とも、建物の高さの1/3	一般制限区域に同じ
	その他広告物	非自家用について、7㎡以内※	景観上の影響と権利制限のバランスから、重点制限区域の非自家用に限定して、視認性が低く景観上の影響の少ない小規模なもの（7㎡以内）に制限

※現行規定において、小規模なものとしての位置付けられており、シミュレーションにより視認性の低いことを確認

2 今後の公共施設等に係る屋外広告物規制のあり方等について

(1) 公共施設等に係る屋外広告物規制の緩和

公共施設等への広告物掲出に係る社会的認識の変化に対応するため、

- ・良好な景観維持と民間経済活動、公共利益のバランス
- ・現行適用除外規定との整合性・バランス

を踏まえ、緩和要請が明確化し、その対応の必要性が高い国通知に基づく地域の活性化に資する広告物及び公共性を有する道路施設の維持管理等に係る広告物について緩和を行う。

なお、緩和を行うためには、「禁止解除」と「適用除外」の二つの方法があるが、景観に及ぼす影響や府内の関係行政機関との連携及び整合性などを勘案し、「適用除外」による対応が妥当であり、現行の適用除外規定（条例第8条）に、下表の区分・内容・掲出者、その他運用上の留意点に係る規定を新たに設ける。

また、適正な運用を確保するため、許可制とする。

【適用除外規定の追加（案）】

区 分	内 容	掲出者	その他運用上の留意点
①地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とするもので、道路管理者の占用許可を要するもの ※	(1) 地方公共団体と地域住民等が一体となって実施するイベント等に要する費用への充当を目的とする広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等 ・地方公共団体が支援するイベントの実施主体 ・その他連絡協議会等において実施主体として適当と認められた者 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 周囲の建物や景観と調和すること 2) 原則として、連絡協議会（道路管理者、交通管理者、屋外広告物担当部署、まちづくり担当部署等を含む）により地域特性が反映された屋外広告物掲出の取扱い方針を策定した上で運用すること 3) 許可申請に際しては事業計画を添付し、当該広告物の掲出期間完了時には事業報告を含む完了届を提出すること 4) 許可期間は1年間以内とする。ただし更新を妨げない。 なお、(1)については、イベント期間（その前後の用意・片付け期間を含む。）とする。
	(2) 道路の清掃、美化活動、防犯活動等、地域活動の費用に充当するための広告物 (3) 道路占用許可を得て設置する利便施設等の整備又は維持管理に充当するための広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・公共交通事業者 ・特定非営利活動法人 ・商店街組合 ・自治会 等 	
②道路管理者が管理する施設の整備又は維持管理に要する費用への充当を目的とするもの		地方公共団体	上記を準用する

※①の沿道敷地の取扱い

地方公共団体がこれら公共的取組みに参加・支援できるようにするため、沿道の地方公共団体が管理する施設・敷地において、道路に掲出される広告物と一連で掲出する場合は、連絡協議会等での協議により上表の規定を準用できるものとする。

(2) その他

電柱管理者（関西電力）の設置基準（巻き付け）の見直しとの整合性を図るため、地上からの高さ・大きさについての見直しを行うこととする。

また、併せて景観に配慮し、地色の色彩制限を強化する。

(見直し案：巻き付け)

	現行	見直し案
大 き さ	・縦 1.2m以内 ・横 電柱の円周の範囲内の長さ	・縦 1.5m以内 ・横 電柱の円周の範囲内の長さ
掲出位置	・地上から最下端までの距離 2.3m以上	・地上から最下端までの距離 1.9m以上
色 彩 等	(1) 地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色（看板の場合に限る。） (2) けい光塗料以外の塗料（看板の場合に限る。）	(1) 地色は、白色又はその他の色の低彩度色（看板の場合に限る。） (2) けい光塗料以外の塗料（看板の場合に限る。）
掲出個数	電柱1本につき 1個（道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。）	<見直し無し>